

第 1 章 共済年金制度の概要

第 1 節 公的年金制度

1 公的年金制度の概要

わが国の公的年金制度は、国の法律により昭和 36 年に国民皆年金体制ができ、昭和 61 年 4 月に制度体系の再編成を含む大改正が行われ、全体として 2 階建て（共済年金は公務員の身分、職務、責任等の特殊性等を考慮した 3 階建て）の構造です。

20 歳以上 60 歳未満の全ての国民は国民年金（基礎年金）に加入し、全国民共通の基礎年金を受けられます。

私たち公務員は共済組合（民間サラリーマンは厚生年金）に加入し、基礎年金に上乘せする給料比例部分の年金を受けられますので、国民年金と共済組合に同時に加入していることになります。

国民年金（基礎年金）へは、次のように入ることになります。

国民年金の加入区分	対 象 者	国民年金保険料
第 1 号被保険者	日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満の自営業・農業従事者や学生等、2 号・3 号被保険者に該当しない者	国民年金の保険料を自分で納付
第 2 号被保険者	共済組合の組合員及び厚生年金の被保険者	加入している年金制度から拠出しているため個人で納付する必要はない
第 3 号被保険者	第 2 号被保険者に扶養されている配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の者	第 2 号被保険者が加入している年金制度で拠出しているため、個人で納付する必要はない

公的年金制度の体系を図に表すと次のとおりです。

